

令和 3(2021)年度 公募型市民学習支援事業 補助金執行基準

1 補助金について

公募型市民学習支援事業の補助金に関する執行手続は、福知山公立大学の規程等に準じ、北近畿地域連携機構（Kita-re）事務局 市民学習部を通して行います。

購入した物品で1万円以上のものは、原則として事業終了後に北近畿地域連携機構事務局に返納してください（本学所有物となります）。また、謝金や旅費の支給は本学の規程に準じます。

なお、本事業の補助金で執行可能な事業実施経費とその経費区分は、下表を参考にしてください。適正な執行ができないと判断した場合は、返金等を課すことがあります。

経費区分	内訳（主な用途）
消 耗 品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文具、事務用品代 ・ イベント時スタッフ、講師のお茶代 ・ イベント時における資材費 <p>※1万円以上の物品は、事業終了後に北近畿地域連携機構事務局に返納し、本学所有物となる。</p>
謝金・支払報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師の謝金・交通費 <p>※規程に基づき、講師の銀行口座に振り込みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロバス等の運転代行費等 ・ チラシ、ポスター等の制作経費
諸 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ、冊子等の印刷代 ・ 資料コピー代 ・ 写真現像・プリント代 ・ 資料、教材として利用する書籍代 ・ 記事が掲載されている新聞代 ・ 郵送、切手、宅配便代 ・ 会議等のための施設利用費 ・ 物品のレンタル代 ・ イベント開催時の保険加入等 ・ ボランティア保険料

<対象にならない経費の例>

- ・ 人件費（アルバイト代）
- ・ 飲食費（講師用、会議用等のお茶、水類は除く）
- ・ 図書カードやQuoカード等の金券は不可
- ・ PCや携帯電話等の汎用性の高い物品は原則不可

2 支払方法

立替払いによる精算を基本としますが、10万を超えるものは事務局からの発注とします。購入希望がある場合は相談してください。

3 補助対象

採択日から令和4（2022）年2月28日までに支出した趣旨・目的達成に資する経費を対象とします。期限以降の支出は原則として認めないものとします。

4 その他

- ・採択の決定を受けた事業の内容に変更が生じるときは、速やかに連絡してください。
- ・補助金の執行にあたり不明事項が生じた場合は、随時相談してください。

【問い合わせ先】

福知山公立大学北近畿地域連携機構事務局
担 当：柳生（やぎゅう）

〒620-0886 福知山市字堀 3370 2号館

TEL：0773-24-7151

FAX：0773-24-7152

Mail：kita-re@fukuchiyama.ac.jp